

2005年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
84.07		ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及びロータリーエンジンに限る。) (省略)			84.07	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及びロータリーエンジンに限る。) (省略)			
8407.90	000	- その他のエンジン (削除) (削除) (削除) (削除)	NO	KG	8407.90 011 019 090	- その他のエンジン - - 陸用のもの(出力が500馬力以下のものに限る。) 及び自動車用のもの - - - 出力が30馬力以下のもの - - - その他のもの - - その他のもの	NO NO NO	KG KG KG	

2005年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) (省略)			84.14	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) (省略)			
8414.80		- その他のもの (省略)			8414.80	- その他のもの (省略)			
		- - その他のもの (省略)				- - その他のもの (省略)			
	<u>093</u>	<u>- - - その他のもの</u> (削除) (削除) (省略)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>092</u> <u>099</u>	<u>- - - その他のもの</u> <u>- - - - 重量が5,000キログラム以下のもの</u> <u>- - - - その他のもの</u> (省略)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	

2005年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
84.47		編機 ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンピヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械 (省略)			84.47	編機 ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンピヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械 (省略)			
<u>8447.20</u>	<u>000</u>	<u>- 平型編機及びステッチボンディングマシン</u> (削除) (削除) (省略)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>8447.20</u>	<u>010</u> <u>090</u> <u>- 平型編機及びステッチボンディングマシン</u> <u>- - よこメリヤス機</u> <u>- - その他のもの</u> (省略)	<u>NO</u> <u>NO</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>	

2005年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
85.19		レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機(録音装置を自蔵するものをのぞく。) (省略) - その他の音声再生機 <u>- ポケットサイズのカセットプレーヤー</u> (削除) (削除) (省略)		85.19		レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機(録音装置を自蔵するものを除く。) (省略) - その他の音声再生機 <u>- ポケットサイズのカセットプレーヤー</u> <u>- - ウォーキングステレオ</u> <u>- - - その他のもの</u> (省略)			
<u>8519.92</u>	<u>000</u>		<u>NO</u>	<u>8519.92</u>	<u>010</u> <u>090</u>			<u>NO</u> <u>NO</u>	

2005年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号	品名	単位			
85.23		録音その他これに類する記録用の媒体(記録してないものに限るものとし、第37類の物品を除く。) - 磁気テープ <u>- 幅が4ミリメートル以下のもの</u> (削除) (削除) (省略)		85.23		録音その他これに類する記録用の媒体(記録してないものに限るものとし、第37類の物品を除く。) - 磁気テープ <u>- 幅が4ミリメートル以下のもの</u> <u>- 録音用のもの</u> <u>- その他のもの</u> (省略)			
<u>8523.11</u>	<u>000</u>	<u>- 幅が4ミリメートル以下のもの</u> (削除) (削除) (省略)	<u>NO</u>	<u>KG</u> <u>(I.C.)</u>	<u>8523.11</u> <u>010</u> <u>090</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u> <u>(I.C.)</u>	
<u>8523.90</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u> <u>(I.C.)</u>	<u>8523.90</u> <u>010</u> <u>020</u>	<u>- その他のもの</u> <u>- 留音機用レコード製造用のレコードブランク</u> <u>- その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u> <u>(I.C.)</u>	

2005年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
85.24	レコード、テープその他の記録用の媒体(録音その他 これに類する記録をしたもの(レコード製造用の原盤 及びマスターを含む。)に限るものとし、第37類の物 品を除く。) (省略)			85.24	レコード、テープその他の記録用の媒体(録音その他 これに類する記録をしたもの(レコード製造用の原盤 及びマスターを含む。)に限るものとし、第37類の物 品を除く。) (省略)		
8524.51	<u>000</u> - その他の磁気テープ <u>- 幅が4ミリメートル以下のもの</u> (削除) (削除) (省略)	NO	8524.51	<u>010</u> <u>090</u>	- その他の磁気テープ <u>- 幅が4ミリメートル以下のもの</u> <u>- 録音用のもの</u> <u>- 他のもの</u> (省略)	NO	NO
8524.53	<u>020</u> - 幅が6.5ミリメートルを超えるもの <u>- 録画用のもの</u> (削除) (削除) (省略)	NO	8524.53	<u>021</u> <u>029</u>	- 幅が6.5ミリメートルを超えるもの <u>- 録画用のもの</u> <u>- 幅が12.7ミリメートル以下のもの</u> <u>- 幅が12.7ミリメートルを超えるもの</u> (省略)	NO	NO

2005年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
85.25	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)テレビジョンカメラ、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びディジタルカメラ (省略) - 送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。) (省略) (削除) (省略)		85.25		無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)テレビジョンカメラ、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びディジタルカメラ (省略) - 送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。) (省略) <u>- - マイクロセル方式を用いた移動電話</u> (省略)		
8525.20			8525.20	030			NO KG

2005年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号	品名	単位			
85.27		無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器 (同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置 又は時計と結合してあるかないかを問わない。) - ラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電信も受信 することができるものを含むものとし、外部電源に よらずに作動するものに限る。) - - ポケットサイズのカセットプレーヤー(ラジオを 自蔵するものに限る。) (削除) (削除)		85.27	無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器 (同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置 又は時計と結合してあるかないかを問わない。) - ラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電信も受信 することができるものを含むものとし、外部電源に よらずに作動するものに限る。) - - ポケットサイズのカセットプレーヤー(ラジオを 自蔵するものに限る。) - - - ウォーキングステレオ - - - その他のもの				
8527.12	000	<u>- その他の機器(録音装置又は音声再生装置と結合 してあるものに限る。)</u> (削除) (削除) (省略)	NO	8527.12	<u>- その他の機器(録音装置又は音声再生装置と結合 してあるものに限る。)</u> 010 090	<u>- - ウォーキングステレオ</u> <u>- - その他のもの</u>	NO	NO	
8527.13	000	<u>- その他の機器(録音装置又は音声再生装置と結合 してあるものに限る。)</u> (削除) (削除) (省略)	NO	8527.13	<u>- - ウォーキングステレオ</u> 010 090	<u>- - その他のもの</u> (省略)	NO	NO	